

健生健発0226第1号
令和7年2月26日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局健康課長
(公 印 省 略)

災害時健康危機管理支援チーム活動要領の改正（全国DHEAT協議会設置要綱
及び地方ブロックDHEAT協議会設置要綱）について

災害時健康危機管理支援チーム（Disaster Health Emergency Assistance Team：以下「DHEAT」という。）の活動については、被災都道府県等への迅速な支援・協力体制を確立するため、全国 DHEAT 協議会設置要綱（「災害時健康危機管理支援チーム活動要領の改正（DHEAT に係る協議会の設置及び保健所現状報告システム等の運用）について」令和5年3月28日付健健発 0328 第2号厚生労働省健康局健康課長通知別添2－①及び2－②）に基づき、全国 DHEAT 協議会及び地方ブロック DHEAT 協議会を設置し、都道府県等における DHEAT の運用及び連携体制等の協議を行っているところです。

今般、別紙のとおり全国 DHEAT 協議会設置要綱及び地方ブロック DHEAT 協議会設置要綱を一部改正し、全国協議会の目的を達成するために必要な委員会等や地方ブロック DHEAT 事務局の設置について記載することとしましたので通知します。

【担当】厚生労働省健康・生活衛生局
健康課地域保健室

TEL 03-5253-1111（内線2335）
03-3595-2190（夜間直通）

全国 DHEAT 協議会設置要綱

1. 設置目的

大規模災害発生に備え、被災都道府県への迅速な支援・協力体制を確立するため、都道府県等におけるDHEATの運用及び連携体制を協議する場として全国DHEAT協議会（以下「全国協議会」という。）を設置する。

2. 協議事項

- (1) 全国のDHEAT体制整備に係る必要事項の検討と活動の普及
- (2) 全国のDHEAT養成研修や各地域での訓練の取り組み状況の把握と共有
- (3) 全国規模のDHEATの技能維持のための研修の企画と実施
- (4) 全国規模の災害時活動組織等とDHEATとの広域訓練の支援
- (5) 実災害におけるDHEAT活動の検証及び課題の抽出、課題に対する対応策への反映
- (6) 全国規模の災害時活動組織等とDHEATとの連携・関係構築の強化
- (7) その他必要な事項

3. 構成員等

- (1) 代表は全国衛生部長会会長が、副代表は全国保健所長会会長がこれに当たる。
- (2) 構成員は、地方ブロックDHEAT協議会の会長、副会長及び幹事長、副幹事長をもって構成する。
- (3) その他必要に応じて、オブザーバーとして全国規模の災害時活動組織等の参画を求めることができる。
- (4) オブザーバーとして国立保健医療科学院が参画する。

4. 幹事会

全国協議会の円滑な運営に資するため、協議事項及び内容に関し、事前に調整を行う幹事会を設置する。

- (1) 幹事会の幹事は、全国協議会の構成員のうち、代表及び副代表の推薦する者とする。各ブロックから1～2名を目安とする。
- (2) 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。
- (3) 幹事長及び副幹事長は、幹事の互選による。
- (4) 幹事会は、全国協議会の協議事項について事前に調整を行うために、全国協議会開催の1か月前までに開催する。ただし、必要に応じて開催することができる。

5. 委員会等の設置

- (1) 全国協議会の目的を達成するために、必要に応じて、全国協議会に委員会及び部会（以下「委員会等」という。）を設置する。
- (2) 委員会等の具体的な検討事項及び構成員等運営に関することは別に定めるところにより全国協議会が決定する。

6. 開 催

全国協議会の開催は、代表が年 1 回定期に招集する。ただし、必要に応じて臨時に招集することができる。全国協議会は代表が、幹事会は幹事長が、それぞれ招集する。

7. 事務局

- (1) 全国協議会の事務局は、厚生労働省と連携し、DHEAT事務局（一般財団法人日本公衆衛生協会）が担う。
- (2) 事務局は、全国協議会の連絡網の作成と更新を行い、全国協議会及び地方ブロックDHEAT協議会の関係者に共有する。

8. 費 用

全国協議会及び委員会等の開催に係る費用（全国協議会の構成員の出席旅費などを含む。）は、健康危機緊急時対応体制整備事業で負担する。

「全国 DHEAT 協議会設置要綱」(災害時健康危機管理支援チーム活動要領別添 2-①) 新旧対照表

(赤字傍線部分は改正部分)

改 正 後	現 行
全国 DHEAT 協議会設置要綱 1. ～ 4. (略) <u>5. 委員会等の設置</u> <u>(1) 全国協議会の目的を達成するために、必要に応じて、全国協議会に委員会及び部会（以下「委員会等」という。）を設置する。</u> <u>(2) 委員会等の具体的な検討事項及び構成員等運営に関することは、別に定めるところにより全国協議会が決定する。</u> <u>6. 開催</u> (略) <u>7. 事務局</u> (略) <u>8. 費用</u> 全国協議会<u>及び委員会等</u>の開催に係る費用（全国協議会の構成員の出席旅費などを含む。）は、健康危機緊急時対応体制整備事業で負担する。	全国 DHEAT 協議会設置要綱 1. ～ 4. (略) (新規) <u>5. 開催</u> (略) <u>6. 事務局</u> (略) <u>7. 費用</u> 全国協議会の開催に係る費用（全国協議会の構成員の出席旅費などを含む）は、健康危機緊急時対応体制整備事業で負担する。

地方ブロック DHEAT協議会設置要綱

1. 設置目的

全国DHEAT協議会と連携し、地方ブロック内の都道府県等におけるDHEATの運用及び連携体制の検討や地方ブロックにおける継続的な技能維持のための研修の企画等、DHEATが円滑に運用されるような体制整備について地方ブロックごとに協議する場として、「地方ブロックDHEAT協議会」（以下「地方協議会」という。）を設置する。

2. 協議事項

- (1) 全国DHEAT協議会で協議すべき事項の提案
- (2) ブロック内でのDHEATの技能維持のための研修の企画・実施
- (3) ブロック内の災害規模に応じた応援派遣計画の作成及び体制の整備
- (4) DHEAT活動の普及促進
- (5) ブロック内の災害時活動組織等との連携・関係の構築及び強化
- (6) その他必要な事項

3. 構成員等

- (1) 会長及び副会長は地方協議会構成員で協議の上選任する。
- (2) 構成員は、ブロック内の各都道府県において、災害時に保健医療福祉調整本部等で活動することが想定される職員（※1）とし、都道府県の保健衛生担当部局長が、選出することが望ましい（※2）。
 - ※1 災害時に保健医療福祉調整本部等で活動することが想定される職員
 - ①本庁において災害時の保健活動を担当する責任者（各都道府県衛生担当部（局長若しくはこれに準ずる者（統括DHEAT等の都道府県庁職員））から1名以上
 - ②全国保健所長会における各都道府県の代表者から1名以上
 - ※2 各都道府県から3名を目安とする
- (3) その他、研修の企画や災害時の連携強化のためにブロック内の災害時活動組織等にオブザーバーとして参画を求めることができる。

4. 幹事会

地方協議会の円滑な運営に資するため、協議事項及び内容に関し、事前に調整を行う幹事会を設置する。

- (1) 幹事会の幹事は、地方協議会の構成員のうち、会長及び副会長の推薦する者とする。各都道府県から1名を目安とし、統括DHEATであることが望ましい。
- (2) 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。
- (3) 幹事長及び副幹事長は、幹事の互選による。
- (4) 幹事会は、地方協議会の協議事項について事前に調整を行うために、地方協議会開催の1か月前までに開催する。ただし、必要に応じて開催することができる。

5. 開催

地方協議会の開催は、それぞれのブロック単位で、オンライン（ハイブリッド）にて行うものとする。地方協議会は会長が、幹事会は幹事長が、それぞれ招集する。

地方ブロックは以下のように区分する。

- 北海道・東北ブロック：北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
- 関東甲信越静岡ブロック：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県
- 東海北陸ブロック：富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県
- 近畿ブロック：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
- 中国・四国ブロック：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
- 九州ブロック：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

6. 事務局

- (1) 地方協議会の事務局（以下「地方事務局」という。）は、地方協議会の会長又は幹事長が所属する自治体に置くこととし、地方協議会で決定する。
- (2) 地方事務局は、地方協議会の連絡網の管理や会議等の運営に係る事務を行う。
- (3) 地方協議会の構成員が所属する自治体は、地方事務局の要請に応じて必要な協力を行うものとする。
- (4) DHEAT事務局は、地方事務局の要請に応じて必要な協力を行うものとする。

7. 費用

地方協議会の開催に係る費用（地方協議会の構成員の出席旅費を除く。）は、「健康危機緊急時対応体制整備事業」で負担する。費用の請求方法については、別途DHEAT事務局から通知する。

ブロック内でのDHEATの技能維持のための研修・訓練の実施に係る費用（出席旅費含む。）については、「感染症予防事業費等国庫負担(補助)金交付要綱」に基づいて予算の範囲内で国庫補助を行う。

「地方ブロック DHEAT 協議会設置要綱」(災害時健康危機管理支援チーム活動要領別添 2-②) 新旧対照表

(赤字傍線部分は改正部分)

改 正 後	現 行
地方ブロック DHEAT 協議会設置要綱	地方ブロック DHEAT 協議会設置要綱
1. ～ 5. (略)	1. ～ 5. (略)
6. 事務局	6. 事務局
<u>(1) 地方協議会の事務局（以下「地方事務局」という。）は、地方協議会の会長又は幹事長が所属する自治体に置くこととし、地方協議会で決定する。</u>	<u>(1) 地方協議会の事務局は、DHEAT 事務局（一般財団法人日本公衆衛生協会）が担い、開催地の都道府県及び保健所は会議開催に関して事務局に協力するものとする。</u>
<u>(2) 地方事務局は、地方協議会の連絡網の管理や会議等の運営に係る事務を行う。</u>	<u>(2) 地方協議会の事務局は、地方協議会の連絡網作成と更新を行い、議事等必要な事項について地方協議会及び全国 DHEAT 協議会の関係者に共有する。</u>
<u>(3) 地方協議会の構成員が所属する自治体は、地方事務局の要請に応じて必要な協力を行うものとする。</u>	(新規)
<u>(4) DHEAT 事務局は、地方事務局の要請に応じて必要な協力を行うものとする。</u>	(新規)
7. 費用	7. 費用
地方協議会の開催に係る費用（地方協議会の構成員の出席旅費を除く。）は、 <u>「健康危機緊急時対応体制整備事業」</u> で負担する。 <u>費用の請求</u>	地方協議会の開催に係る費用（地方協議会の構成員の出席旅費を除く。）は、 <u>「健康危機緊急時対応体制整備事業」</u> で負担する。 <u>費用の請求</u>

方法については、別途 DHEAT 事務局から通知する。

ブロック内での DHEAT の技能維持のための研修・訓練の実施に係る費用（出席旅費含む。）については、「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」に基づいて予算の範囲内で国庫補助を行う。

く）は、健康危機緊急時対応体制整備事業で負担する。

ブロック内での DHEAT の技能維持のための研修・訓練の実施に係る費用（出席旅費含む）については、地域健康危機管理体制推進事業にて申請することができる。